

2 この条例の施行の際現に建築物環境衛生一般管理業者（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第百五十六号。以下「改正法」という。）による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号。以下「旧法」という。）第十二条の二第一項第六号に掲げる事業を営んでいる者をいう。以下同じ。）の登録を受けている者又はこの条例の施行の際現に当該登録の申請をしている者が改正法附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第十二条の二第一項の規定に基づき建築物環境衛生一般管理業者の登録を申請する場合については、この条例による改正前の秋田県建築物清掃業者等登録手数料徴収条例第二条の規定（同条第六号に係る部分に限る。）は、なおその効力を有する。

秋田県奥森吉青少年野外活動基地条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二十一号

秋田県奥森吉青少年野外活動基地条例の一部を改正する条例

秋田県奥森吉青少年野外活動基地条例（平成十年秋田県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条から第五条までを削り、第六条を第三条とし、第七条を第四条とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

温泉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二十二号

温泉法施行条例の一部を改正する条例

温泉法施行条例（平成十二年秋田県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

第七条第二項第二号中「第八条第一項」を「第九条第一項」に、同項第三号中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

四 法第十五条第一項の規定による温泉成分分析を行う者の登録の申請

一件につき 五万円

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

秋田県農業振興対策基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二十三号

秋田県農業振興対策基金条例を廃止する条例

秋田県農業振興対策基金条例（昭和四十五年秋田県条例第十六号）は、廃止する。

附 則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の秋田県農業振興対策基金条例の規定に基づいて貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

秋田県漁港管理条例及び風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二十四号

秋田県漁港管理条例及び風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

（秋田県漁港管理条例の一部改正）

第一条 秋田県漁港管理条例（昭和四十四年秋田県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

第十七条第一項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改める。

(風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第二条 風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和四十五年秋田県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十二号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

秋田県小型漁船総トン数測度手数料徴収条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県条例第二十五号

秋田県小型漁船総トン数測度手数料徴収条例

(手数料の徴収)

第一条 県は、小型漁船の総トン数の測度に関する政令(昭和二十八年政令第二百五十九号)第一条第一項又は第三項の規定による小型漁船の総トン数の測度を受けようとする者から、手数料を徴収する。

(手数料の額)

第二条 小型漁船の総トン数の測度の申請に係る手数料の額は、次のとおりとする。

一 全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度を行う場合

一隻につき 三万七千円

二 前号に掲げる場合以外の場合

一隻につき 二万六千円

(手数料の徴収の時期)

第三条 手数料は、申請があったときに徴収する。

(手数料の不還付)

第四条 既に徴収した手数料は、還付しない。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県高度技術研究所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二十六号

秋田県高度技術研究所条例の一部を改正する条例

秋田県高度技術研究所条例（平成四年秋田県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一号(三)の表中

実 地 研 修 室	覚 室 聴 修 視 研	
	映 像 装 置	同 時 通 訳 装 置
パ ー ソ ナ ル コ ン ピ ュ ー タ ー	一 式 一 時 間 に つ き	一 式 一 時 間 に つ き
一 基 一 時 間 に つ き	一 、 五 五 〇 円	一 、 五 五 〇 円
一 五 〇 円	一 、 〇 五 〇 円	一 、 〇 五 〇 円

を

びに実地研修室の「パーソナルコンピュータ」を削る。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

秋田県営観光レクリエーション施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二十七号

秋田県営観光レクリエーション施設条例の一部を改正する条例

に改め、同表の備考中「並

秋田県営観光レクリエーション施設条例（平成四年秋田県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。
別表第二号(二)に次のように加える。

(3) 浴室を使用する場合の利用料金

区 分		使用の単位	利用料金の上限額
一	小学校児童及び中学校生徒	一人一日につき	一八〇円
	般		三六〇円

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

秋田県事業認定審議会条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二十八号

秋田県事業認定審議会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の七第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する合議制の機関として設置する秋田県事業認定審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織及び委員の任期)

第二条 審議会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第三条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任規定)

第五条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表中「建設業審議会の委員及び専門委員」を「建設業審議会の委員及び専門委員
事業認定審議会の委員」に改める。

秋田県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二十九号

秋田県屋外広告物条例の一部を改正する条例

秋田県屋外広告物条例(昭和四十九年秋田県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号中「、作業場又は自動車」を「又は作業場」に改め、同項第七号及び第八号を削り、同項第九号中「(電車又は自動車を除く。)」

を削り、同号を同項第七号とし、同項第十号を同項第八号とし、同条第四項中「作業場又は自動車」を「又は作業場」に改める。
第二十二条第二項第三号中「及び第七号」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

秋田県十和田湖公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県条例第三十号

秋田県十和田湖公共下水道条例の一部を改正する条例

秋田県十和田湖公共下水道条例（平成三年秋田県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 一リットルにつき三百八十ミリグラム未満

第十一条第一項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 一リットルにつき三百八十ミリグラム未満

第十一条第二項を次のように改める。

- 2 特定事業場から排除される汚水に係る前項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。

一 前項第一号に掲げる項目に係る水質に関し、当該汚水が公共下水道からの放流水に係る公共の水域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）の規定による環境省令により、同号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。

二 前項第二号から第五号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該汚水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十一号

秋田県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

秋田県港湾施設管理条例（昭和三十四年秋田県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表移動式荷役機械の項を次のように改める。

移動式荷役機械（フォークリフト）	使用時間三十分につき		使用時間が三十分未満のとき又は使用時間に三十分未満の端数があるときは、三十分として計算する。
	時間内	時間外	
	二、五〇〇円	三、〇〇〇円	

別表第一号の表の備考一(四)中「(二)」を「(三)」に改める。

附 則

1 この条例は、平成十四年五月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に使用している移動式荷役機械に係る港湾施設の使用料については、なお従前の例による。

秋田県営住宅条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十二号

秋田県営住宅条例

秋田県営住宅条例（昭和三十五年秋田県条例第十三号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 入居者の決定等

第一節 入居者の公募(第四条―第六条)

第二節 入居資格(第七条―第十条)

第三節 入居者等の決定の手続(第十一条―第十六条)

第四節 入居の手続等(第十七条―第十九条)

第三章 家賃及び敷金

第一節 普通県営住宅の家賃(第二十条・第二十一条)

第二節 改良住宅の家賃(第二十二条―第二十四条)

第三節 特定県営住宅の家賃(第二十五条―第二十七条)

第四節 家賃の納付等(第二十八条・第二十九条)

第五節 敷金(第三十条)

第四章 管理

第一節 費用負担及び保管(第三十一条―第三十三条)

第二節 収入超過者及び高額所得者(第三十四条―第四十一条)

第三節 普通県営住宅建替事業等(第四十二条―第四十四条)

第四節 駐車場の使用(第四十五条)

第五節 県営住宅の明渡請求等(第四十六条―第四十八条)

第五章 社会福祉事業等への活用(第四十九条)

第六章 雑則(第五十条―第五十三条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、県営住宅及び共同施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 県営住宅及び共同施設を別表第一のとおり設置する。

(定義)

第三条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 県営住宅 普通県営住宅、改良住宅及び特定県営住宅をいう。
- 二 普通県営住宅 県が建設、買取り又は借上げを行い、県民に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、公営住宅法（以下「法」という。）の規定による国の補助に係るものをいう。
- 三 改良住宅 県が建設し、県民に賃貸するための住宅及びその附帯施設で、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）の規定による国の補助に係るものをいう。

四 特定県営住宅 県が建設し、県民に賃貸するための住宅及びその附帯施設で、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）の規定による国の補助に係るものをいう。

五 共同施設 県営住宅の入居者の共同の福祉のために必要な児童遊園、集会所及び駐車場をいう。

六 普通県営住宅の借上げ 普通県営住宅として県民に転貸するために必要な住宅及びその附帯施設を賃借することをいう。

七 収入 公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号。以下「令」という。）第一条第三号に規定する収入（特定県営住宅の入居者及び同居者にあつては、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）第一条第三号に規定する所得）をいう。

八 普通県営住宅建替事業 県が施行する法第二条第十五号に規定する公営住宅建替事業をいう。

第二章 入居者の決定等

第一節 入居者の公募

（入居者の公募方法）

第四条 知事は、県営住宅の入居者を次に掲げる二以上の方法によって公募するものとする。

- 一 新聞への掲載
- 二 ラジオ又はテレビジョンによる放送
- 三 インターネットの利用
- 四 県の広報紙への掲載
- 五 県庁舎その他適当な場所における掲示

2 知事は、前項の規定により公募するときは、県営住宅の種類、所在地、戸数、規格、家賃、入居資格、申込方法、入居者の決定方法の概略、入居時期その他必要な事項を明らかにしなければならない。

（普通県営住宅及び改良住宅における公募の例外）